

## 目 次

校 歌	2
校章について	4
沿 革	5
校 訓	6
朝礼時の祈り	7
終礼時の祈り	9
盛岡白百合学園中学高等学校学則抜粋	10
生徒会規約（高校）	13
生徒会機構図（高校）	18
選挙規程（高校）	19
生徒会規約（中学校）	21
選挙規程（中学校）	25
生徒会機構図（中学校）	27
生徒会議法	28
応 援 歌	30
生徒心得（校則等）	35
自動車免許規程	39
携帯電話等通信機能付情報端末規程	39
懲戒処分に関する規	40

# 校 歌

作詞 姉崎正治  
3番佐藤香穂子  
作曲 弘田龍太郎

♩=92



きよーくかーんばししーらーゆーりーの  
せいーじょーん又がかーかーげーてーし  
とわーにはーてなきいーわーてーやーま



はなーをこーころのわれらがいーち  
しせいのはーたーにせいぎのつるーぎ  
ふどうのすーがーたわれらがこーろ



ひとーのみーちにはさーかーせーてーそ  
おきなたいーましいこーもーりーたーる  
きよーきいーずみのせーせーらーぎーに



かみのくにくとにささげまつらんな  
かかげーちのしかるーししーらゆりのはな

## 校 歌

1. 清く芳し 白百合の  
花を心の われらがいのち  
人の道には 咲かせてそ  
神と国とに ささげまつらん
2. 聖女ジャンヌが 掲げてし  
至誠の旗に 正義の<sup>つるぎ</sup>剣  
<sup>おみな</sup>女の魂 こもりたる  
命のしるし 白百合の花
3. <sup>とわ</sup>永久にはてなき 岩手山<sup>やま</sup>  
不動の姿 われらが心  
清き泉の せせらぎに  
影もかぐわし 白百合の花



## 校章について

白百合の花をテーマにした校歌と校章は全国の白百合学園に共通のものです。

白百合の花は、聖母マリアのシンボルであり、清らかで、やさしい慎ましさの中にも強固な意志を感じさせる威厳を備え、花の女王にたとえられています。

また、白百合のマークは、聖女ジャンヌ・ダルクの掲げた旗印でもありました。それは、正義と真心のシンボルとうたわれ、彼女にしたがって戦場を疾駆した戦士たちに限りない勇気と希望を与えたのです。

白百合学園の生徒は、この白百合の花のように、清楚でりりしくあってもらいたいという願いと、この白百合の旗のもとにこの世の誘惑と戦い、愛に満ちた社会の建設に努力してほしいとの願いから、この校歌・校章がつけられたのです。

なお、この白百合のマークは、フランス、ルイ王朝の紋章であって、これを校章に採り入れたのは、本学園が、フランス系、カトリック・ミッションスクールで、設立者がフランス人であったことに因みます。

## 沿 革

本校の設立母体は、総本部をローマに置くシャルトル聖パウロ修道女会です。明治 25 年に、岩手県内でもっとも早い女学校として開校しました。

1892 年（明治 25 年）フランスから 4 名の修道女が盛岡に着任「私立盛岡女学校」として日影門外小路（現、中央通一丁目）に開校

1893 年（明治 26 年）6 月 1 日、校舎新築、公に開校式典挙行

1911 年（明治 44 年）「私立東北高等女学校」となる

1920 年（大正 9 年）「東北高等女学校」と改称

1939 年（昭和 14 年）幼稚園併設開園

1947 年（昭和 22 年）学制改革により高等女学校 3 年以下は新制中学校「東北女子中学校」となる

1948 年（昭和 23 年）新制高等学校発足、「東北女子高等学校」と改称。10 月、「盛岡白百合学園中学校・高等学校・幼稚園」となる

1956 年（昭和 31 年）小学校併設開校

1972 年（昭和 47 年）創立 80 周年記念式典挙行

1982 年（昭和 57 年）山岸に新校舎落成、8 月に全面移転

1992 年（平成 4 年）創立 100 周年記念式典挙行

2017 年（平成 29 年）創立 125 周年記念式典挙行

2026 年（令和 8 年）男女共学化

## 校 訓

○従順

○勤勉

○愛徳

### 1 従 順 真の自由を知る喜び

従順とは正しいこと、よいことに自分の意志をあわせて、これを実行することです。

### 2 勤 勉 能力をみがき役立てる喜び

勤勉とは正しいこと、よいことのために心をこめて自分の時間や能力を使うことです。

### 3 愛 徳 互いに大切にしよう喜び

自分がしてほしいと思うことを隣人にもしてあげ、「受けるより与えることに幸せがある。」(使徒言行録 20:35) ことを実践するやさしい心を培うものです。

## 朝礼時の祈り

### 主の祈り

天におられるわたしたちの父よ、  
み名が聖とされますように。  
み国が来ますように。  
みこころが天に行われるとおりに地にも行われますように。  
わたしたちの日ごとの糧を今日もお与えください。  
わたしたちの罪をおゆるしてください。  
わたしたちも人をゆるします。  
わたしたちを誘惑におちいらせず、  
悪からお救いください。  
アーメン

### THE LORD'S PRAYER

Our Father in heaven, holy be your Name, your Kingdom come, your will be done, on earth as in heaven.  
Give us today our daily bread.  
Forgive us our sins as we forgive those who sin against us. Do not bring us to the test but deliver us from evil.  
Amen.

### アヴェ・マリアの祈り

アヴェ、マリア、恵みに満ちた方、  
主はあなたとともにおられます。  
あなたは女のうちに祝福され、  
ご胎内の御子イエスも祝福されています。  
神の母聖マリア、  
わたしたち罪びとのために、  
今も、死を迎える時も、お祈りください。  
アーメン

### THE HAIL MARY

Hail Mary, full of grace !  
The Lord is with you. Blessed are you among women, and blessed is the fruit of your womb,  
Jesus.  
Holy Mary, Mother of God, pray for us sinners, now and at the hour of our death.  
Amen.

## 終礼時の祈り

### 平和の祈り (アシジの聖フランシスコによる)

主よ

わたしをあなたの平和の道具にしてください

憎しみのあるところに愛を

争いのあるところに赦しを

分裂のあるところに一致を

疑いのあるところに信仰を

誤りのあるところに真理を

絶望のあるところに希望を

悲しみのあるところに喜びを

闇のあるところに光を

もたらすことができますように。

主よ

わたしに

慰められることよりも慰めることを、

理解されることよりも理解することを、

愛されることよりも愛することを、

望ませてください。

与えることで恵みをうけ

赦すことで赦され

自分のいのちをささげること

永遠のいのちに復活することができますように。

アーメン

# 盛岡白百合学園中学高等学校

## 学則抜粋

### 第1章 総則

第1条 本校は、教育基本法および学校教育法に基づく中学校における教育及び高等学校における教育を一貫して行う併設型中高一貫教育校として、高等学校教育を行い、キリスト教の精神に根ざした価値観を養い、神と人の前に歩み、愛の心を持って社会に貢献する人の育成を目的とする。

### 第3章 修業年限・学年・学期および休業日

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

第7条 本校の学期を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第8条 本校の休業日は、国民の祝日に関する法律に規定する日および日曜日・土曜日のほか次のとおりとする。

- (1) 学年始休業日
- (2) 夏季休業日
- (3) 冬季休業日
- (4) 学年末休業日

2 校長は、教育上必要があり、且つ、止むを得ない理由がある時は、前項に定める休業日の他に休業日を設け、または休業日に授業を行うことができる。

### 第6章 褒賞および懲戒 (高等学校)

第22条 成績または出席状況優秀で他の模範とするにたる者、または善行のあった者は、校長がこれを褒賞することがある。

第23条 3か年間引続き皆勤または精勤した者には卒業にあたり皆勤賞または精勤賞を授与する。

第24条 本校の規則に違反、生徒の本分に反する行為のあった者に対して、教育上必要と認められる場合には懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は訓告、停学および退学とする。

3 退学は次の各項の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認めた者。
- (2) 成績不振で成績向上の努力の意志がないと認めた者。

- (3) 正当の理由なく出席常でない者。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

## 第7章 褒賞および懲戒 (中学校)

- 第27条 3か年間引続き皆勤または精勤した者には、卒業に当たり皆勤賞または精勤賞を授与する。
- 第28条 「生徒心得」に反し、指導に従わず、生徒としての本分を怠った者には、その軽重により下記の懲戒を与える。
- (1) 訓告
  - (2) 退学
- 第29条 次の各号の一つに該当するものには退学を命じることがある。
- (1) 正当の理由もなく出席常でない者
  - (2) 正当の理由届出なく授業料未納3か月におよぶ者
- 2 秩序を乱し、指導に従わず本校としての生活を著しく逸脱した者には、出席停止を命じることがある。
- 第30条 学校所属の物品を毀損又は紛失した者には、現品又は代価を弁償させることがある。

## 第7章 保証人 (高校)

- 第25条 保証人は親権者または後見人であることを要する。ただし、自宅より通学しない者は、副保証人を定めなければならない。この場合あらかじめ校長の承認を必要とする。
- 第26条 保証人または副保証人は、生徒の在学中、その身上に関する責任をもち、学校の教育活動に協力しなければならない。
- 第27条 保証人または副保証人に変更のある場合は、すみやかに届け出なければならない。

## 第9章 検定料・入学金・授業料・その他 (高等学校)

- 第31条 正当な理由なくして授業料・その他の納付金を滞納した場合には、校長は退学を命ずることがある。
- 第32条 既納の納入金は、原則として返還しない。

## 第9章 検定料・入学金・授業料・その他（中学校）

第33条 生徒が在学する間は、出席の有無にかかわらず授業料・その他の納付金を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、休学した場合には、校長が特別に認めた場合、その翌月から授業料・その他の納付金を免除することがある。

- 2 既納の納入金は、理由の如何に関わらずこれを返還しない。

# 盛岡白百合学園高等学校

## 生徒会規約

### 第1章 総 則

- 第 1 条 本会を盛岡白百合学園高等学校生徒会と称する。
- 第 2 条 本会は特別教育活動として学園の理想実現のため、生徒の生活全般にわたって積極的、献身的に考え、助け合って行動する組織で、全てカトリック精神に基づく人格形成を目的とする。

### 第2章 組織および役員

- 第 3 条 本会は本学園高等学校全生徒をもって会員とし、本校職員を顧問とする。
- 第 4 条 本会は目的遂行のため、次の機関を置く。

総会	評議委員会
実行委員会	生活委員会
予算審議委員会	文化委員会
体育委員会	社会活動委員会
編集委員会	応援指導委員会
学園祭委員会	選挙管理委員会
その他特別委員会	

- 第 5 条 本会に次の役員を置く

会 長	1 名
副 会 長	1 名
書 記	2 名
会 計	2 名
文化委員長	1 名
体育委員長	1 名
社会活動委員長	1 名
編集委員長	1 名
応援指導委員長	1 名

(以上の者で実行委員会を構成する。)

生活委員長	1 名
副生活委員長	1 名
生活委員会書記	1 名

## 第 6 条 役員の選出

- (1) 会長は会員の互選によって選出する。ただし、会員として3ヶ月以上在籍した者以外は会長に立候補できない。
- (2) 会長は、当選後2週間以内に実行委員会を組織する。
  - ① 副会長、書記、会計、文化委員長、体育委員長は会長がこれを指名する。
  - ② 社会活動委員長、編集委員長、応援指導委員長は委員会内から選出され、会長がこれを任命する。
- (3) 生活委員長は会員の互選によって選出する。ただし、会員として3ヶ月以上在籍した者以外は生活委員長に立候補できない。
- (4) 生活委員長は、当選後2週間以内に副生活委員長および生活委員会書記を指名する。

## 第 7 条 役員の任務

- (1) 会 長 会長は本会を代表し、本会規約に基づいて会務の円滑な運営にあたる。
- (2) 副会長 副会長は会長を補佐し、会長の指揮のもとに会務の円滑な運営にあたる。
- (3) 書 記 書記は本会記録および一切の文書作成、公示および保管をする。
- (4) 会 計 会計は本会の会計事務の一切を取り扱う。
- (5) 各直轄委員会の委員長は、委員会の運営に関する一切の諸事項を総括し、会長を補佐する。
- (6) 生活委員長 生活委員長は、本会規約第12条に基づいて生活委員会会務の円滑な運営にあたる。
- (7) 副生活委員長 副生活委員長は生活委員長を補佐し、生活委員長の指揮のもとに生活委員会会務の円滑な運営にあたる。
- (8) 生活委員会書記 生活委員会書記は生活委員会の記録および一切の文書作成、公示および保管をする。

## 第 8 条 役員の任期

- (1) 役員の任期は2月から翌年1月までの1年間とする。ただし、旧役員は3月まではともに仕事を継続し引継ぎを行い、決算報告を4月に行う。
- (2) 補欠選挙により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第 3 章 会 議

### 第 9 条 総 会

総会は、全会員によって構成し、次の事項に関して審議・決定を行う。

- (1) 役員の任免に関する事項
- (2) 予算および決算に関する事項
- (3) その他の重要事項

### 第 10 条 評議委員会

- (1) 評議委員会は、各ホームルーム委員長と選出された1名の2名によって構成され

- る。
- (2) 評議委員会は、議長 2 名、書記 3 名からなる議長団を委員の互選によって決定する。
  - (3) 評議委員会に、実行委員は出席する義務を負うものとする。
  - (4) 評議委員会は次のことを行う。
    - ① 各クラスから提出された議案の審議決定
    - ② 実行委員会から提出された議案の審議決定
    - ③ 予算案の審議
    - ④ 特別委員会の設置
    - ⑤ 会計監査

#### 第 11 条 実行委員会

実行委員会は第 5 条によって構成され、次のことを行う。

- (1) 生徒会を代表し、会務を総括する。
- (2) 総会および評議委員会の決定事項の運営にあたる。
- (3) 各委員会から提出された議案を評議委員会に提出する。
- (4) 会計および決算報告を行う。
- (5) 生徒会行事等を立案する。

#### 第 12 条 生活委員会

- (1) 生活委員会は、会員から選出された委員長 1 名、委員長の指名による副委員長 1 名、書記 1 名、各ホームルーム副委員長と選出された 1 名の 2 名によって構成される。
- (2) 生活委員会は、目標を掲げ、それを全会員に徹底させることによって、学校生活の向上を目指すことを目的とする。
- (3) 生活委員会の下部組織として学級週番を置く。

#### 第 13 条 予算審議委員会

- (1) 予算審議委員会は、生徒会会計 2 名、文化委員長 1 名、体育委員長 1 名、評議委員会会計監査 4 名によって構成される。
- (2) 予算審議委員会は、各部の代表と協議し予算案の作成にあたる。
- (3) 予算審議委員会は、4 月に決算報告書、5 月に予算案を作成し、実行委員会に提出する。

#### 第 14 条 文化委員会

- (1) 文化委員会は、会長より指名された文化委員長 1 名と各文化部の部長あるいはその代表 1 名によって構成される。
- (2) 文化委員会は、各部間の諸問題等を話し合い、文化部の活動促進を図ることを目的とする。

#### 第 15 条 体育委員会

- (1) 体育委員会は、会長より指名された体育委員長 1 名と各体育部の部長あるいはその代表 1 名によって構成される。
- (2) 体育委員会は、各部間の諸問題等話し合い、体育部の活動促進を図ることを目的とする。

#### 第 16 条 社会活動委員会

- (1) 社会活動委員会は、各ホームルームから選出された 2 名の委員、委員会内より選出された委員長 1 名、副委員長 2 名によって構成される。
- (2) 社会活動委員会は、校訓の一つである「愛徳」を実践するための企画運営にあたる委員会であり、全生徒の奉仕活動の要となることを目的とする。

#### 第 17 条 編集委員会

- (1) 編集委員会は、各ホームルームから選出された 2 名以上の委員、委員会内より選出された委員長 1 名、副委員長 1 名によって構成される。
- (2) 編集委員会は、新聞と生徒会誌を発行し、会員に広く問題を提起し、生徒会全体で考えていく場を提供することを目的とする。

#### 第 18 条 応援指導委員会

- (1) 応援指導委員会は、各ホームルームから選出された 2 名以上の委員、委員会内より選出された委員長 1 名、副委員長 2 名によって構成される。
- (2) 応援指導委員会は、部の激励や試合の応援などを行い、全校生徒の団結を深めることを目的とする。

#### 第 19 条 学園祭委員会

- (1) 学園祭委員会は、実行委員 11 名、各ホームルームから選出された 2 名の委員、中学校生徒会からの代表 4 名、有志若干名によって構成される。
- (2) 学園祭委員長 1 名は実行委員会内より選出される。副委員長は 2 名とし、1 名は実行委員会内より選出され、1 名は委員の互選によって決定する。
- (3) 学園祭委員会は、評議委員会、生活委員会、保健委員会と連携し、学園祭に関する企画運営にあたる。

#### 第 20 条 選挙管理委員会

- (1) 選挙管理委員会は、各ホームルームから選出された 1 名の委員によって構成される。
- (2) 選挙管理委員会は、委員長 1 名、副委員長 2 名を委員の互選によって決定する。
- (3) 選挙管理委員会は、生徒会役員の選挙に関する事務の一切を行う。

#### 第4章 部・同好会の新設と廃止

第21条 部・同好会の新設には次の条件を要する。

- (1) 本校職員の顧問がいること。
- (2) 活動のための施設や設備が得られること。
- (3) 5名以上の部員・会員がいて、活動に継続性があること。

第22条 部の新設は、総会の承認を得て決定する。

第23条 部の廃止については、部員がいなくなり2年間経過した場合、または継続的な活動ができなくなった場合に、総会の承認を得て決定する。

第24条 同好会の新設は、生徒会の承認を得て決定する。

第25条 同好会の廃止については、会員が5名未満となった場合、または継続的な活動ができなくなった場合に、生徒会の承認を得て決定する。

#### 第5章 会 計

第26条 本会の経費は生徒会費、臨時費、寄付金その他の収入をあてる。

第27条 会費の額は生徒総会で決定し、臨時費の徴収は評議委員会において決定する。

#### 第6章 顧 問

第28条 顧問は生徒会の会費や運営に際し助言指導する義務を有する。

第29条 顧問およびその任期は校務分掌に準ずる。

第30条 本会の議決事項はすべて学校長の承認を得て効力を発する。

#### 第7章 規約改正

第31条 本会規約の改正は評議委員会において3分の2以上の承認を得て発議され、総会において出席者の3分の2以上の承認をもって成立する。

#### 第8章 附 則

第32条 本会規約に伴う細則は評議委員会で決定される。

第33条 本会規約は1968年4月1日より効力を発する。

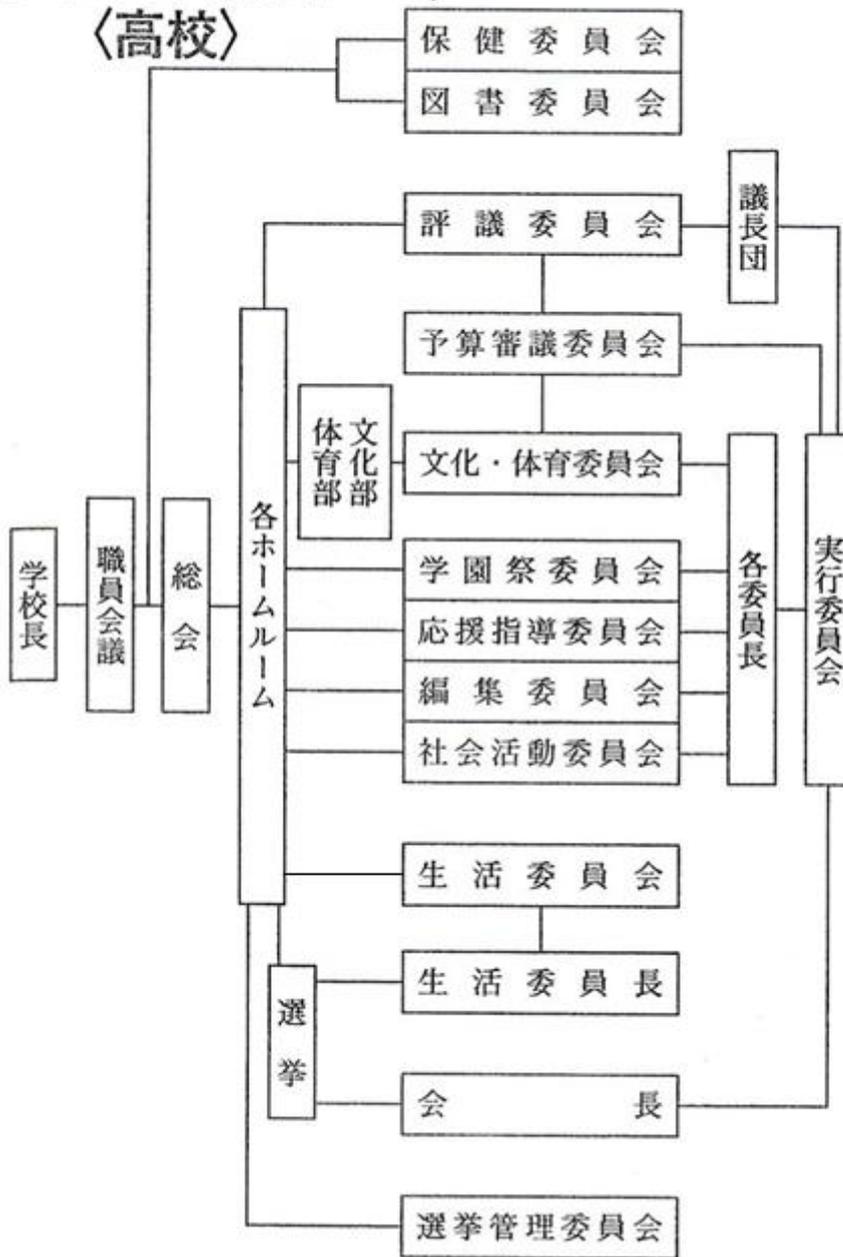
1977年 4月 1日改正

2000年 5月 26日改正

2003年 11月 7日改正

2026年 4月 1日改正

# 生徒会機構図 〈高校〉



# 盛岡白百合学園高等学校

## 選挙規程

### 第1章 総 則

第 1 条 本規程は生徒会規約第2章第6条に基づき施行される。

第 2 条 生徒会役員のうち、本規程に基づいて選挙されるのは以下の役員である。

会長 1名 生活委員長 1名

第 3 条 本校生徒会会員は、会長ならびに生活委員長に関する選挙権ならびに被選挙権を有する。ただし、被選挙権を有する者は会員として3ヶ月以上在籍した者に限る。

### 第2章 選挙管理委員会

第 4 条 選挙管理委員会は生徒会規約第3章第20条に基づき構成される。

第 5 条 選挙管理委員が立候補した場合は、直ちに選挙管理委員としての資格を失う。その際生じた欠員はホームルームより補充する。

第 6 条 選挙管理委員会は以下の任務を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補者の受付および告示
- (3) 選挙運動の管理
- (4) 立会演説会の企画・運営
- (5) 投票および開票の管理
- (6) 当選の確認と発表
- (7) その他選挙に関するすべての運営と事務

### 第3章 選 挙

第 7 条 任期満了にともなう選挙は1月に実施する。

選挙に関する日程については原則として以下の通りとする。

ただし、特別な事情が生じた場合は、選挙管理委員会の協議により、日程を変更することができる。

- (1) 選挙の公示 (11月)
- (2) 立候補者の受付 (公示日より投票日10日前まで)
- (3) 立候補者の告示 (投票日10日前)
- (4) 選挙運動 (立候補者の告示より投票日前日まで)
- (5) 立会演説・投票および開票 (投票日)
- (6) 当選の発表 (投票日翌日)

第 8 条 本規程第 2 条で定める役員に欠員が生じた場合は補欠選挙を実施する。その日程は選挙管理委員会で決定する。

第 9 条 選挙管理委員会が違反と認めた行為の処置については、選挙管理委員会の協議の結果に従う。

#### 第 4 章 立候補および選挙運動

第 10 条 立候補しようとする者は選挙管理委員会の所定の届出用紙に必要事項を記入し、選挙管理委員会に届出しなければならない。

第 11 条 立候補者は選挙管理委員会の承認のもとに以下の選挙運動を行うことができる。

- (1) ポスターの校内掲示
- (2) 各ホームルーム内および認められた場所での演説
- (3) その他の運動

#### 第 5 章 投票および開票

第 12 条 投票は各ホームルームにおいて実施し、無記名投票とする。いかなる場合も代理投票は認めない。

第 13 条 投票日当日、公認欠席等により投票できない者は、定められた日時に前もって投票することができる。

第 14 条 立候補者が定員以内の場合は信任投票を行う。

第 15 条 開票の管理は選挙管理委員会に一任する。

#### 第 6 章 当 選

第 16 条 有効投票の最多数を得た者を当選とする。

第 17 条 信任投票の場合は有効投票の過半数をもって当選とする。

#### 第 7 章 再 選 挙

第 18 条 本規程第 16 条において最多数を得た者が複数の場合は再選挙を実施する。

第 19 条 本規程第 17 条に基づく信任投票において過半数を得ない場合は再選挙を実施する。

第 20 条 再選挙の日程は選挙管理委員会で決定する。

#### 第 8 章 附 則

第 21 条 本規程は 2003 年 11 月 7 日より効力を発するものとする。

# 盛岡白百合学園中学校

## 生徒会規約

### 第1章 総 則

第 1 条 本会を盛岡白百合学園中学校生徒会と称する。

第 2 条 本会は特別教育活動の一環として楽しく規律正しい学園生活を築くため生徒が積極的献身的に活動する組織で、すべてカトリック精神に基づくよき人格形成を目的とする。

### 第2章 組織および役員

第 3 条 本会は盛岡白百合学園中学校全生徒をもって会員とし、本校職員を顧問とする。

第 4 条 本会は目的遂行のため次の機関を置く。

総会	実行委員会
生活委員会	社会活動委員会
編集委員会	保健委員会
図書委員会	文化部
体育部	選挙管理委員会
その他特別委員会	

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
書 記	1 名
会 計	2 名
生活委員長	1 名
生活副委員長	1 名
社会活動委員長	1 名
編集委員長	1 名
保健委員長	1 名
図書委員長	1 名

(以上の者で実行委員会を構成する。)

文化部長	1 名
体育部長	1 名

## 第 6 条 役員の任務

### (1) 会 長

会長は会員の互選によって選出され、会の一切を総理する。

### (2) 副会長

副会長は会長がこれを指名し、会長を補佐する。

### (3) 書 記

書記は会長がこれを指名し、本会の記録および一切の文書作成、公示および保管をなすとともに会長を補佐する。

### (4) 会 計

会計は会長がこれを指名し、本会の会計事務の一切を取り扱う。

各直轄委員会の委員長は会長がこれを指名し、委員会の運営に関する一切の諸事項を総括し、会長を補佐する。

## 第 7 条 役員の任期

会長、その他の役員の任期は、毎年3月下旬から3月初旬までの1ヶ年とする。

## 第3章 会 議

### 第 8 条 総会は全会員によって構成し、次の事項に関して審議承認する。

- (1) 役員の任務に関する事項
- (2) 予算および決算に関する事項
- (3) その他重要事項

### 第 9 条 実行委員会は、第5条によって定められた役員によって構成され次のことを行う。

- (1) 各クラスから提出された議案の審議決定および実行
- (2) 年度行事の作成
- (3) 予算案の審議
- (4) 会計決算報告
- (5) 特別委員会の設置
- (6) 校風促進のための目標と実行
- (7) 高等学校学園祭委員会との連携
- (8) 会計監査員の任命
- (9) その他

### 第10条 生活委員会

- (1) 生活委員会は、会長より任命された委員長1名・副委員長1名、各ホームルームから選出された副ホームルーム委員長1名の委員から構成される。
- (2) 生活委員会は、校風促進のためいろいろな目標を徹底させる機関である。
- (3) 生活委員会の下部組織として学級週番を置く。

#### 第 11 条 社会活動委員会

- (1) 社会活動委員会は、会長より任命された委員長と各ホームルームから選出された 2 名以上の委員、委員会内より選出された副委員長 1 名によって構成される。
- (2) 校訓の 1 つである「愛徳」を実践するための企画運営にあたる委員会で全校生徒の奉仕活動のかなめとなることを目的とする。

#### 第 12 条 編集委員会

- (1) 編集委員会は、会長より任命された委員長と各ホームルームから選出された 2 名以上の委員、委員会内より選出された副委員長 1 名によって構成される。
- (2) 編集委員会は、広く問題に目を向け、生徒にそれを提起し、生徒全体で考えていく機関であり、その手段として新聞と生徒会誌を発行する。

#### 第 13 条 保健委員会

- (1) 保健委員会は、会長より任命された委員長と各ホームルームから選出された 2 名以上の委員、委員会内より選出された副委員長 1 名によって構成される。
- (2) 保健委員会は、校内の環境に配慮し、美化運動につとめる。

#### 第 14 条 図書委員会

- (1) 図書委員会は、会長より任命された委員長と各ホームルームから選出された 2 名以上の委員、委員会内より選出された副委員長 1 名によって構成される。
- (2) 図書委員会は、図書館の利用促進のための活動等を目的とする

#### 第 15 条 文化 部

- (1) 文化部は各文化クラブの部員と、部内より選出された部長 1 名によって構成される。
- (2) 文化部は文化クラブの活動促進のため、各クラブ間の諸問題等を話し合い、文化クラブのまとまりをつける。

#### 第 16 条 体育 部

- (1) 体育部は各体育（運動）クラブの部員と、部内より選出された部長 1 名によって構成される。
- (2) 体育部は体育（運動）クラブの活動促進のため、各クラブの諸問題等を話し合い、体育（運動）クラブのまとまりをつける。

#### 第 17 条 選挙管理委員会

- (1) 選挙管理委員会は、各ホームルームから選出された委員と、委員会内より選出された委員長 1 名、副委員長 1 名によって構成される。
- (2) 選挙管理委員会は、投票日の 1 ヶ月前に発足され生徒会役員の選挙に関する事務の一切を行う。
- (3) 委員が選挙に立候補する場合は、同じホームルームからそれに代わる委員を選出する。

## 第4章 会 計

第18条 本会の経費は生徒会費、臨時費、寄付金その他の収入をあてる。

第19条 会費の額は生徒総会で決定し、臨時費の徴収は実行委員会において決定する。  
なお、これらの金額は細則に規定する。

## 第5章 顧 問

第20条 顧問は生徒会の運営に際し、助言指導する義務を有する。

第21条 顧問およびその任期は校務分掌に準ずる。

第22条 本会の議決事項はすべて学校長の承認を得て効力を発する。

## 第6章 改 正

第23条 本会会則の改正は実行委員会において3分の2以上の承認を得て発議され、生徒総会において出席者の3分の2以上の承認をもって成立する。

## 第7章 附 則

第24条 本会会則に伴う細則は実行委員会で作成される。

第25条 本会会則は昭和43年4月1日より効力を発する。

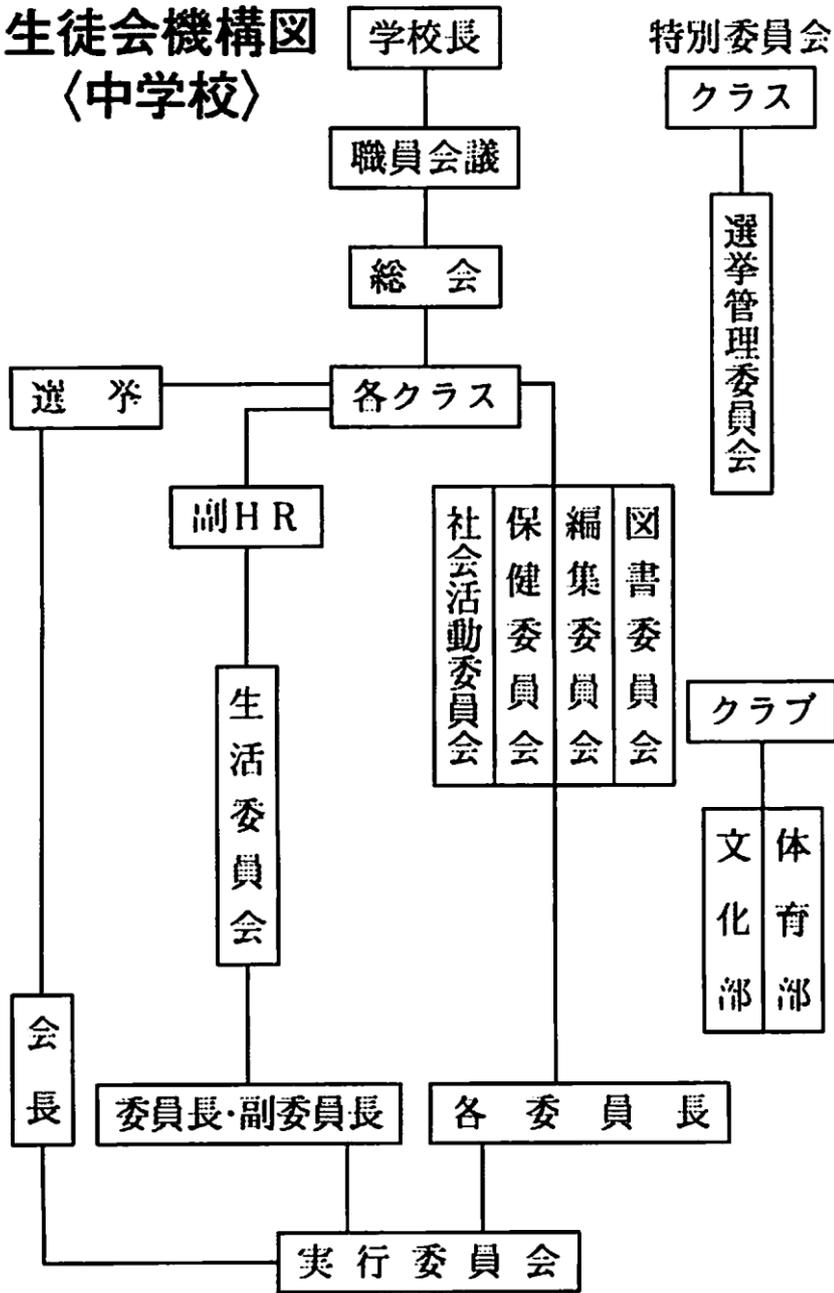
昭和56年 4月 1日改正

昭和58年 5月20日改正

平成14年 1月18日改正

2026年 4月 1日改正

生徒会機構図  
〈中学校〉



# 盛岡白百合学園中学校

## 選挙規程

### 第1章 総 則

第 1 条 本規程は生徒会規約第2章6条1項に基づき施行される。

第 2 条 生徒会役員のうち、本規程に基づいて選挙されるのは生徒会長1名である。

第 3 条 生徒会役員のうち、本規程第2条に基づいて選出される以外の役員は、選出された生徒会長が任命し、学校長の承認により効力を発する。生徒会長による以下の役員の任命は当選後2週間以内になされなければならない。本条に基づいて生徒会長に任命されるのは以下の役員である。

副 会 長	2 名
書 記	1 名
会 計	2 名
生活委員長	1 名
生活副委員長	1 名
社会活動委員長	1 名
編集委員長	1 名
保健委員長	1 名
図書委員長	1 名

第 4 条 本校生徒会会員は、生徒会長に関する選挙権並びに被選挙権を有する。ただし被選挙権を有する者は、生徒会員として3ヶ月以上在籍した者に限る。

### 第2章 選挙管理委員会

第 5 条 選挙管理委員会は生徒会規約第17条に基づき構成される。

第 6 条 選挙管理委員会は以下の任務を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補者の受付および発表
- (3) 選挙運動の実施
- (4) 投票および開票の管理
- (5) 当選の確認と発表
- (6) その他選挙に関するすべての運営と事務

### 第3章 選 挙

第 7 条 任期満了にともなう選挙は2月に実施する。

第 8 条 選挙に関する日程については以下を原則とする。選挙の公示は投票日の約 3 週間前、立候補者の締切は公示の約 2 週間後、投票はさらにその約 1 週間後に実施する。

第 9 条 第 2 条で定める役員に欠員が生じた場合は補欠選挙を実施する。その実施に関しては第 6 条 6 項による。

#### 第 4 章 立候補および選挙運動

第 10 条 立候補しようとする者は選挙管理委員会の所定の届け出用紙に必要事項を記入し、選挙管理委員会に届け出なければならない。

第 11 条 立候補者の選挙運動は立候補届け出日から投票日の前日までとする。

第 12 条 立候補者は選挙管理委員会の承認のもとに以下の選挙活動を行うことができる。

- (1) ポスターの校内掲示
- (2) 各ホームルーム内および決められた場所での演説
- (3) その他の運動

#### 第 5 章 投票および開票

第 13 条 投票は各学級において実施する。投票は無記名投票とする。いかなる場合も代理投票は認めない。

第 14 条 立候補者が 1 名の場合は信任投票を行う。

#### 第 6 章 当 選

第 15 条 有効投票の多数を得た上位の者を当選とする。

第 16 条 信任投票の場合は有効投票の過半数をもって当選とする。

#### 第 7 章 再 選 挙

第 17 条 第 16 条に基づく信任投票において過半数を得ない場合は再選挙を行う。

第 18 条 再選挙の実施は原則として本規程第 8 条に準ずるものとする。ただし再選挙の場合は即日開票とし、当選者の発表も速やかに行うものとする。

#### 第 8 章 附 則

第 19 条 本規程は平成 14 年 1 月 1 日より効力を発するものとする。

2026 年 4 月 1 日改正

# 生徒会議法

## 第1章 総 則

第1条 本法は生徒総会・評議委員会・生活委員会その他の会議に適用する。

## 第2章 議事の運営

第2条 会議は議長の開会宣言によって開始し、閉会宣言によって終了する。

第3条 会議は構成員の3分の2以上を定足数とする。

第4条 採択は別に定めのある場合を除いて出席者の過半数をもって決定する。

第5条 議長は次の表決方法により適切と思われるものを用いることができる。

- (1) 挙手
- (2) 起立
- (3) 記名投票
- (4) 無記名投票
- (5) その他

ただし、議長の表決方法に異議のある場合には動議として提出することができる。

第6条 すべての発言は議長の許可を得て行う。

第7条 会議における提案者は会議前日までに、その内容を議長に通告しなければならない。ただし、やむを得ないと議長が認めた場合にはこの限りでない。

第8条 動議については次のように定める。

- (1) 出席者は、他のすべての議題に優先し、会議中つねに動議を提出することができる。
- (2) 動議を提出するには、提出者以外に1名以上の出席者の支持を必要とする。
- (3) 動議の理由は明示しなければならない。
- (4) 動議は次の順序で取り扱う。
  - ① 議事運営に関する動議
  - ② 修正動議
  - ③ 原動議

第9条 表決再審議の提出者は、表決に際して多数者側にあった者でなければならない。

第10条 議事録は書記が記録し議長が署名する。

## 第3章 議長の権限

第11条 議事進行の妨害をする者、あるいは規律を乱す者があり、議長が必要と認めた場合には、その者に注意し、または退場を命ずることができる。

第12条 議長は議題と関係ない発言、または提案について、議事進行を妨害すると認め

た場合には、それを無効とする権利を有する。ただし、その旨を出席者に明示しなければならない。

#### 第4章 規 律

第13条 会議において議長の許可なくしてみだりに離席または退場してはならない。

#### 第5章 附 則

第14条 本法は昭和43年4月1日より実施する。

2026年 4月 1日改正

## 第一応援歌

1. 晴れわたる 大空の<sup>もと</sup>下  
血にみなぎるは <sup>よろこ</sup> 歓びの声  
いざ戦わん 若き力もて  
<sup>はえ</sup> 栄ある おおわが母校  
盛岡白百合

2. 伸やかに 麗わしく  
競う我らの 心と力  
いざ競わん 力の限り  
栄ある おおわが母校  
盛岡白百合

3. 遙かなる 大地のはてに  
響く我らの 若き歌声  
いざ<sup>ひるがえ</sup>翻さん 勝ち時の旗を  
栄ある おおわが母校  
盛岡白百合

## 第二応援歌

### 1. 朝焼け雲の 流れゆく

春の朝 胸は鳴り

白百合乙女 肩組み

聖女の道 臨む

霊峰岩手が 吹き寄せる

新緑の風 頬ほおに受け

行くぞああ わが白百合

### 2. 花の吹雪を 身に浴びて

至誠の道を 一途いちず

進む駒こそ 白百合

身を清めたる 騎士

正義の刃やいば 輝きて

群がる敵に 立ち向かう

見よああ わが白百合

### 第三応援歌

1. 晴れの舞台に 我が選手  
力の限り 競う者  
いざ進まん 勝利の道を
2. 輝く太陽 其のごとく  
燃える我らの 心意気  
いざ歌わん 声高らかに  
オー！

### 第四応援歌

1. 競わん行かん 勝利の道を  
今ぞ母校の 名をあげん  
強く雄々しく はばたいて  
それゆけ われらの  
盛岡白百合
2. 輝く栄冠 得るまでは  
不とう不屈の 精神で  
正々堂々 戦かわん  
それゆけ われらの  
盛岡白百合

## 祝 勝 歌

1. 栄光かかげん 我らがこの手に

我が燃ゆる闘志に 輝く瞳

たゆまぬ日々の 汗あまた実りて

勝利の<sup>ほま</sup>誉れ 今こそ高し

2. 岩手の<sup>みね</sup>峰には 白雪<sup>はくせつ</sup>残れど

我らの心に 春こそ近し

緑かおれる 盛岡の地にいざ

勝利を誇れる 我らが白百合

## おはら節

1. あいつに出来ることならば

おいらに出来ぬわけではない  
夢ならでっかい夢を見ろ  
白百合 乙女の名に賭けて  
ハァー 志なら誰にも負けぬ  
誠 賭けて オハラハァ生きてゆけ  
ハ！ヨイ ヨイ ヨイヤサ！

2. 煙は登る駒ヶ岳

炎と燃える我が血潮  
石割桜を背にうけて  
目指すは 我らの理想郷  
ハァー 北上川の清流のごとく  
誠 つらぬき オハラハァ生きてゆけ  
ハ！ヨイ ヨイ ヨイヤサ！

3. 古き歴史を誇りたる

我が白百合に敵はなし  
霊峰岩手が吹きおろす  
勝利の風は微笑みぬ  
ハァー 北にそびえる 奥羽の山の  
雪の白さは オハラハァ白百合よ  
ハ！ヨイ ヨイ ヨイヤサ！

応援指導委員会

## 生徒心得（校則等）

### I 基本的な心得

- 1 従順・勤勉・愛徳の校訓を理解し、行い、身につける。
- 2 学園生活を通して将来の社会生活の基礎となる知識を学び、自分の目標を立ててそれに向かって努力する。
- 3 学習を優先し、個人としても、集団としても、それにふさわしい態度・雰囲気大切に大切にする。
- 4 生徒同士互いに高めあい、協力して、気品ある学園生活をつくり出す。
- 5 校外外での自分の立場、役割を自覚し、積極的に務めに取り組み、責任を果たす。
- 6 学園の規則が学園生活の秩序を維持し、明るく有意義なものにするためにあることを理解し、守る。

### II 登校・下校

- 1 登下校の際は、交通ルールを守ること。万一、事故などの被害に遭った場合は直ちに保護者・警察・学校などに連絡すること。
- 2 自転車で通学をしようとするものは、届け出て、ステッカーを所定の位置に貼ること。また、ヘルメットを必ず着用すること。
- 3 決められた時刻までに登校(8時35分)・下校する。
- 4 始業時刻から終業時刻までは、原則として外出しない。特に事情があって外出しなければならない場合は、担任に願い出て許可を得る。
- 5 特別な事情で下校時刻後に居残る場合は、関係の先生の許可を得る。
- 6 欠席・遅刻・早退の場合は、届け出る。
- 7 1週間以上病気などの欠席の場合は、長期欠席届を提出する。
- 8 忌引のため登校しない場合は、忌引届を提出する。忌引期間は次のとおり。

父母	7日
祖父母、兄弟姉妹	3日
曾祖父母、伯叔父母、3親等内の親族など	1日
父母、兄弟姉妹、曾祖父母、その他の親族の年忌法要	1日
死去及び葬祭に伴う往復移動日数(3親等までの親族)	移動にかかる全日数

### III 礼儀

- 1 いつでも、どこでも、生活のすべてに礼儀正しくする。
- 2 来客や先生に対し、また生徒同士よく挨拶・会釈をする。
- 3 正しく、節度ある言葉づかいをする。

#### IV 朝礼・終礼

- 1 一日の生活の始めと終わりに、共に神に賛美と感謝を捧げ、恵みを願う祈りの時間である。また、生徒と先生が挨拶を交わす場でもある。これにふさわしい姿勢・態度をとること。
- 2 歌集・聖書のみ机に出す。
- 3 沈黙の静けさの中に行う。
- 4 講話から自分の心を養う糧を得るようにつとめる。

#### V 服装・身だしなみ

- 1 登下校並びに校内においては学校指定の制服を正しく着用すること（細則は生活委員会から伝達）。また、校章を着用すること。やむを得ず異装する場合は、異装届を提出すること。
- 2 衣替えは夏服 6 月 1 日（5 月第 2 月曜日以降併用期間）、冬服 10 月 1 日。
- 3 学校指定のもの
  - (1)セーラー服：通学かばん・校内着（白・青）・カーディガン・セーター・校内靴・体育用シューズ(ホール用)・運動着(半袖ポロシャツ・ハーフパンツ・トレーニングウェア)
  - (2)ブレザー：ネクタイ・リボン・ブラウス・ワイシャツ・通学かばん・校内着・ベスト・セーター・校内靴・体育用シューズ(ホール用)・運動着(T シャツ・ハーフパンツ・トレーニングウェア)・校章
- 4 学校指定のあるもの(生活規則の細則は生活委員会から伝達)  
冬用コート(黒または紺)・通学靴(黒ローファー)・ブーツ(黒)・靴下(セーラー服：学校指定と同色同型の白ソックス・ブレザー：学校指定と同色同型の紺色ソックス、冬期は黒ストッキング黒タイツ)
- 5 正装行事等の制服を正しく着用すること。正装行事とは入学式、卒業式、始業式、終了式、ミサ、創立記念式典等
- 6 正装行事の服装
  - (1)セーラー服：夏服・冬服・スカート・学校指定のクルーソックス（冬期は黒ストッキング黒タイツ）・カーディガンとセーターは着用しない。
  - (2)ブレザー：ブレザー・ネクタイ・リボン・指定ブラウス・指定ワイシャツ・格子柄スカート・スラックス・靴下は学校指定の紺系ソックス（スカート：指定紺系ハイソックス、冬期は黒ストッキング黒タイツ）・ベストやセーターは着用可。
- 7 ピアス・指輪・ネックレス・ブレスレット・カラーコンタクト・エクステ等の装飾品を着用しない。

- 8 頭髪はパーマ・染色・脱色等をしない。正装行事の時は髪を結ぶ等整える。
- 9 化粧、マニキュアはしない。

## VI 所持品とその管理

- 1 所持品には、学年・組・名を明記する。
- 2 本学園の生徒としてふさわしくない図書、物品は持参しない。
- 3 やむを得ない理由で貴重品、多額の金銭等を持ってきた場合は、担任に預けるなど管理を徹底する。
- 4 携帯電話等通信機能付情報端末は各自で管理し、盗難等に関して学校は一切責任を負わない。また、法規・法令を遵守し、公共のマナーを守って使用する。(詳細に関しては別に定める規程をよく守ること)

## VII 施設・設備などの利用と管理

- 1 校内の施設・設備・校具はていねいに扱う。紛失、破損した場合や破損等を発見したら関係の先生に報告し、指示を受ける。また、紛失、破損した場合原則として弁償しなければならない。
- 2 図書館・特別教室・講堂・食堂等の利用規程を守る。
- 3 休日に学校の施設を使用する場合は前もって届け出る。

## VIII 校外生活

- 1 身分証明書を常に携帯する。
- 2 団体加入・集会参加・放送出演等は事前に届け出て承認を得る。
- 3 酒類を扱う飲食店・カラオケ・遊戯場など本学園の生徒としてふさわしくない所に入りを禁止とする。
- 4 保護者または適当な責任者の監督なしに外泊しない。
- 5 アルバイトは原則禁止とする。
- 6 交通規則・マナーを守り、安全に注意する。本人または友人に事故があったときは、速やかに学校に報告する。
- 7 芸能活動は認めない。ただし、文化的活動(さんさ踊り等)は事前に届け出て承認を得ること。
- 8 自動車免許取得は原則禁止とする。やむを得ない事情で自動車免許取得しなければならない場合は別途規程により許可をすることもある。

## IX 風紀

- 1 次の事項を厳禁する。
  - (1) いじめ、暴力、傷害、恐喝、威圧威嚇行為、金銭要求、わいせつ行為等

- (2) 窃盗、占有離脱物横領、その他の犯罪行為
  - (3) 飲酒、喫煙、深夜徘徊、その他の不良行為
  - (4) 授業妨害、試験の不正行為、教員への暴言、器物破損等
  - (5) 携帯電話等通信機能付情報端末規程違反、その他の規程違反
  - (6) その他、服装、整容等、本学園生徒としてふさわしくない行為
- 2 上項に該当する行為があった場合、生徒指導の対象となる。

## X その他

- 1 許可なく諸種の物品・券類を売りさばいたり受け渡したりしない。
- 2 他校との交歓・アンケートの実施などは事前に許可を得る。
- 3 ポスターなどは許可を得て掲示する。

## XI 校時表

登校時刻	8 : 35		
朝 礼	8 : 40～8 : 50		
第1校時	8 : 55～9 : 40		
第2校時	9 : 50～10 : 35		
第3校時	10 : 45～11 : 30		
第4校時	11 : 40～12 : 25		
昼休み	12 : 25～13 : 00		
第5校時	13 : 05～13 : 50		
第6校時	14 : 00～14 : 45	6時間授業	進学アクティブ
第7校時	14 : 55～15 : 40	掃 除	14 : 50～15 : 05
掃 除	15 : 45～16 : 00	終 礼	15 : 05～15 : 15
終 礼	16 : 00～16 : 10		
下校時刻 (中)	18 : 00		
(高)	18 : 30		

2026年 4月 1日改正

## 自動車免許規程

- I 「自動車学校通学許可書」を提出し、学校長の許可を得なければならない。
- II 免許取得の通学条件は以下の通り
  - 1 就職内定者は、卒業試験後からの通学を認めるが、学業に支障を来さないよう放課後及び休日を使用する。
  - 2 上記以外の者は、認めない。
- III 生徒は自動車学校入学時において、本学園の「自動車学校通学許可書」を自動車学校に提出する。
- IV 以下に該当する生徒は自動車学校通学を認めない又は取り消すこともある。
  - 1 単位不認定に該当する科目、欠課超過科目がある者。
  - 2 生徒指導上、特別指導期間中等の問題がある者。
  - 3 諸納金を滞納している者。
- V 卒業式前に運転免許証を取得した場合、学校に報告する。担任は保護者に対して、免許証の保管、管理の依頼と規程説明を行う。
- VI 在学期間中（3月31日まで）は自動車の運転を禁止とする。

2026年 4月 1日改正

## 携帯電話等通信機能付情報端末規程

- I 使用規定
  - 1 携帯電話等通信機能付情報端末(スマートフォン等)は各自で管理するものとし、盗難や破損などに関して学校は一切の責任を負わない。
  - 2 利用に当たっては利用マナーを守ること。
- II 使用、撮影、投稿マナーは次の通り
  - 1 校内及び敷地内での利用は学校生活(学習活動等)の利用以外、原則禁止とする。
  - 2 校内及び敷地内での撮影は禁止とする。また、学校や個人が特定される投稿は認めない。ただし、教員の許可と教員立ち会いのもと、撮影したものに限り、学校長の許可を得て、投稿を認める。
  - 3 いじめ、他者のプライバシーに関わる内容等の使用、撮影、投稿を禁止する。
  - 4 校内及び敷地内での充電は禁止とする。

(細則はスマホ・タブレットガイドラインから伝達)

2026年 4月 1日改正

## 懲戒処分に関する規定

### I 学則抜粋

高等学校
第6章 褒賞および懲戒
第24条 本校の規則に違反、生徒の本分に反する行為のあった者に対して、教育上必要と認められる場合には懲戒を加えることができる。
2 懲戒の種類は訓告、停学および退学とする。
3 退学は次の各項の一に該当する者に対して行う。
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認めた者。
(2) 成績不振で成績向上の努力の意志がないと認めた者。
(3) 正当の理由なく出席常でない者。
(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。
中学校
第28条 「生徒心得」に反し、指導に従わず、生徒としての本分を怠った者には、その軽重により下記の懲戒を与える。
(1) 訓告 (2) 退学

### II 懲戒の種類は以下の通りとする。

退学（処分）	本校に在籍する権利を剥奪すること
停学（処分）	一定期間学校の施設を使用させないこと
訓告（処分）	過去の言動に注意を与え、反省を促すこと
家庭謹慎 （特別指導）	問題行動の反省のために、保護者の理解を得て、授業への出席を自粛し、自宅において謹慎すること
登校謹慎 （特別指導）	問題行動の反省のために、保護者の理解を得て、授業への出席を自粛し、登校の上、校内で謹慎すること
嚴重注意 （特別指導）	問題行動を戒め、反省を促すこと

### III 問題行動を起こしたと生徒に対する指導基準

生徒が問題行動を起こした場合、次の基準に従って懲戒する。

(1)問題行動が初回・単独の場合

問題行動の内容	懲戒の内容【 】は処分、他は指導内容
殺人、放火、強姦等重大な犯罪行為	【退学】
いじめ・暴力・傷害・威圧・金銭要求・卑猥行為・性非行	【退学】、【停学】、【訓告】、謹慎、嚴重注意
窃盗・万引き・占有離脱物横領	【退学】、【停学】、【訓告】、謹慎、嚴重注意
その他犯罪行為	【退学】、【停学】、【訓告】、謹慎、嚴重注意
飲酒・喫煙	【停学】、【訓告】
授業妨害・暴言・器物損壊	【訓告】、謹慎、嚴重注意
その他の不良行為	【停学】、【訓告】、謹慎、嚴重注意
交通事故	その都度協議
無免許運転	【停学】、謹慎
その他の交通違反	【訓告】、謹慎、嚴重注意
カンニング	謹慎、全教科全科目0点扱い
無断アルバイト	謹慎、嚴重注意
無断免許取得	謹慎、嚴重注意
服装規程違反	【訓告】、謹慎、嚴重注意
携帯電話等通信機能付情報端末規程違反	内容により上記に準じて指導
その他本校の規則に違反する行為	内容により上記に準じて指導
その他の本校生徒としてふさわしくない行為	内容により上記に準じて指導

(2) 問題行動が複数に及ぶ場合や過去に処分歴がある者が再び問題行動を起こした場合は、より厳しい処分を検討する。

(3) 問題行動は複数の生徒によって行われた場合、上記の基準に従って各個に懲戒する。